

岩手県告示第377号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定に基づき、岩手県公安委員会の管理に属する事務手数料条例（平成12年岩手県条例第17号）別表第7の2の項に規定するパーキング・チケット発給手数料の収納に関する事務を平成31年4月1日次の者に委託した。

令和元年10月29日

岩手県知事 達 増 拓 也

受託者	
住 所	名 称
盛岡市天神町11番1号	一般社団法人岩手県交通安全協会